

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により，市長が指定する区域について

平成8年3月29日
仙台市告示第189号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について，平成元年仙台市告示第94号を次のとおり変更し，公示の日から実施することとしたので，告示します。

その関係図面は，環境局環境保全部環境保全課において一般の縦覧に供します。

振動規制法施行規則（以下「規則」という。）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める区域とする。

(1) 規則別表第1付表第1号イに該当する区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域

(2) 規則別表第1付表第1号ロに該当する区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域，同号に規定する近隣商業地域のうちその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの並びに同法第7条第1項に規定する市街化調整区域の区域

(3) 規則別表第1付表第1号ハに該当する区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域（前号に掲げるものを除く。），商業地域及び準工業地域の区域

(4) 規則別表第1付表第1号ニに該当する区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域のうち，同表第1号ニに掲げる施設の周囲80メートルの区域